

平成 23 年 8 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

治療用装具の療養費支給基準について

治療用装具の療養費支給基準につきましては、昭和 36 年 7 月 24 日付保発第 54 号により運用されているところでありますが、同通知中記 1 により療養費支給基準とされている障害者自立支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の別表の 1 の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ及び（4）のオの完成用部品の名称、使用部品、価格等（以下、「完成用部品の名称等」という。）について、今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」が発出され、完成用部品の名称等が定められ、平成 23 年 7 月 1 日より適用されましたので、ご参考までにご連絡申し上げます。

なお、これに伴い、従前の「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」（平 22.10.1 障発 1001 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）については廃止されておりますことを申し添えます。

（添付資料）

1. 治療用装具の療養費支給基準について

（平 23.7.28 保医発 0728 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）